

令和元年度第2回 評価委員会説明資料



令和元年12月19日（木）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

(1) 農地中間管理事業の概要について

農地の貸し借り「声かけ運動」実施中!

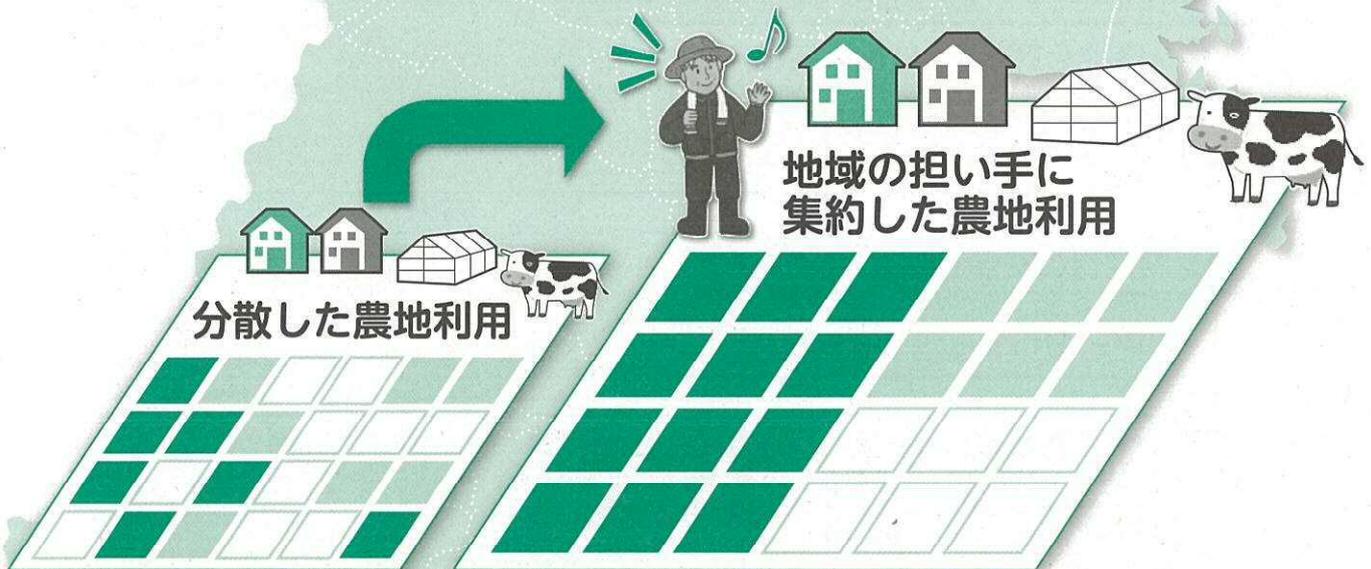
農地集積バンクを活用しましょう!

「農地集積バンク」を活用して問題解決!

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめた担い手の方
- 農業をリタイアするので農地を貸したい方
- 新規就農するので農地を借りたい方

※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。

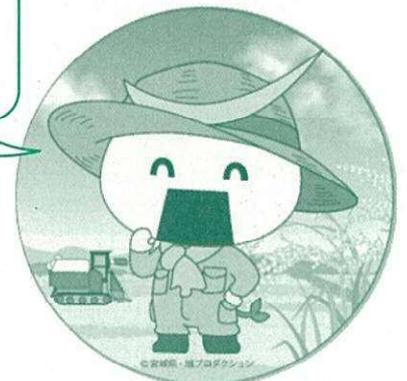
認定農業者等の担い手へ重点的に農地集積



地域農業を将来にわたって守るため、一丸となって取り組みましょう!



宮 城 県
宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)





農地中間管理事業の仕組み



出し手

市町村・農業委員会・JA等へ相談

機構へ貸付け

農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ① 出し手から農地を借受け
- ② 必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③ 受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



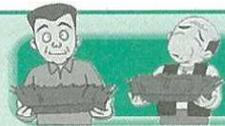
機構から借受け

受け手
(担い手)

農用地利用配分計画案(市町村作成)

農用地利用配分計画の公告(県)

注) 農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を継続します。



農地を貸したい人(出し手)の場合

どうする?

「農地を貸したい」旨の申出

機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JA等の委託先含む)と貸付希望者の交渉(期間、賃借料など)

機構と貸付希望者の契約締結

ステップ①

機構又は市町村・JA等の相談窓口ご連絡します。

ステップ②

貸付期間、賃借料等の諸条件を相談し契約します。(機構に貸借に係る権利が移動します。)



農地を借りたい人(受け手)の場合

どうする?

機構による借受希望者(受け手)募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JA等の委託先含む)が事業規程(貸付先決定ルール)に基づき、受け手を選定

機構(市町村・JA等の委託先含む)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後、県が公告(農地の権利移動)

ステップ①

(市町村・JA等の相談窓口へ相談) 機構による借受希望者の募集に応募します。

ステップ②

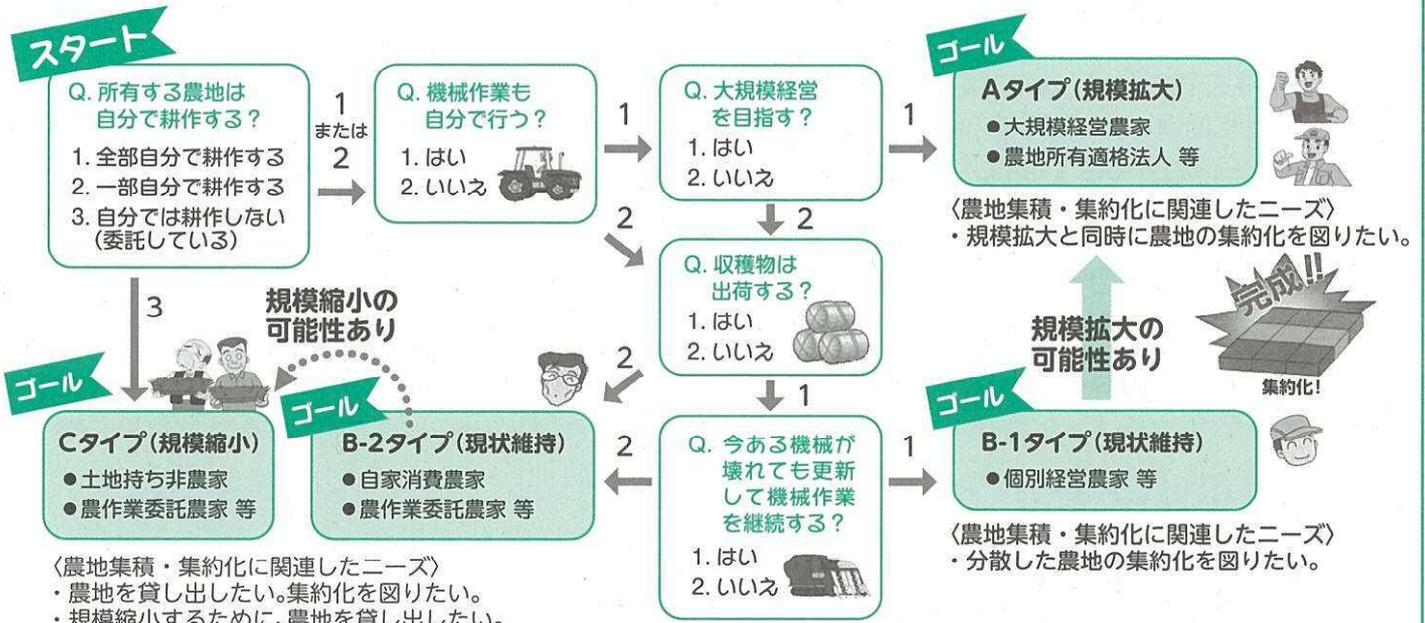
機構と期間、賃借料等の諸条件を相談します。

ステップ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

今後の農業経営と農地中間管理事業の活用について

近い将来、該当するであろう経営のタイプと農地集積・集約化に関連したニーズについて、下のフロー図を参考に考えてみましょう。



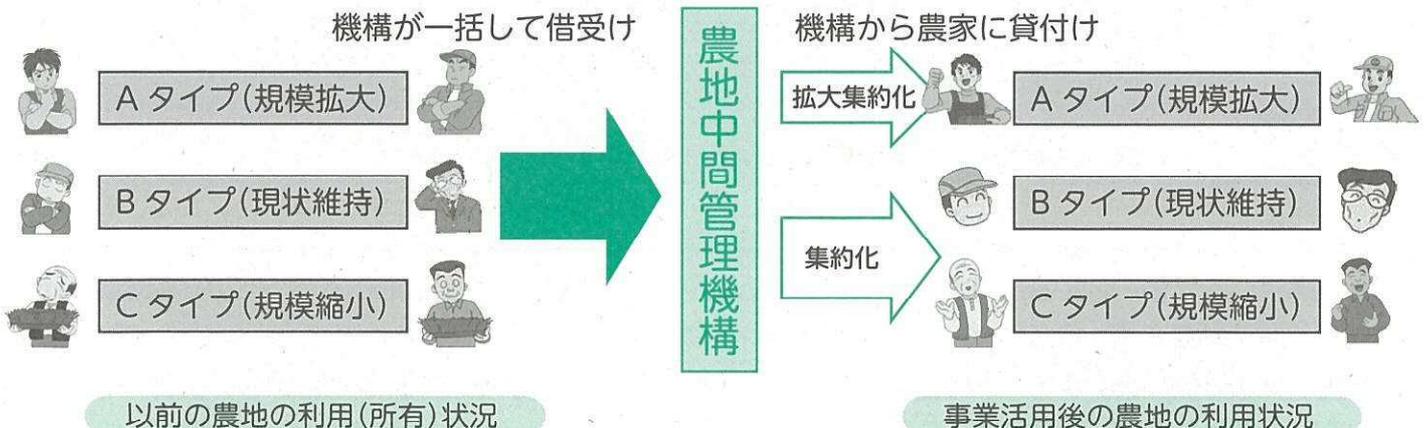
A、B-1タイプの方々は、主に「借受け」の要望が、B-2、Cタイプの方々は、「貸付け」の要望があると思われる。また、全てのタイプの方々に、「集約化」の要望があると思われる。

農地中間管理事業は、これらの3つのAタイプ、Bタイプ、Cタイプの方の要望にも対応し、農地の利用調整を図るものです。それぞれの立場で、本事業の活用を考えてみてください！

※A、B-1タイプの方は、機構による借受希望者募集への応募について、ご検討願います。

農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地区内で土地利用計画について、合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。



A	B	C	B
B	A	A	B
A	C	A	C
C	A	C	B

土地利用計画に沿い、様々な要望に対応した貸付けが実現

A	A	A	B
A	A	A	B
A	A	A	B
C	C	B	B

事業活用のメリット

① 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）。

② 受け手(担い手)のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 農地中間管理事業と他事業とのパッケージ活用により、より一層の経営の効率化が図れます。

事業のポイント

① 借受基準(機構が借り受けする場合)



- 農業振興地域内の農用地等を借り受けます。
ただし、機構は、農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該農地は借り受けません。

② 貸付先決定ルールの基本原則(機構が貸し付ける場合)



- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながること。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

③ 契約の解除(機構から貸し付ける相手が見つからない場合)



- 機構が農地を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農地を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。下記へお問い合わせください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社(宮城県農地中間管理機構) 担い手育成・総務部

TEL:022-275-9192 FAX:022-275-9195
HPアドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

検索

- 宮城県農林水産部 農業振興課 経営構造対策班

TEL:022-211-2835 FAX:022-211-2839

- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業振興部
- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

「農地中間管理事業」で
農地の貸借を応援!

農地の貸し借り 声かけ運動 実施中!



宮城県農地集積バンク(市町村・農業委員会・JA・県・機構)は、農地の貸し借りにおける「声かけ運動」を実施しています。事業を活用していただいた方々の声(メリット等)を地域の方々へお伝えし、きっかけづくりになればと考えています。地域みなさんも一緒に「声かけ」し、よりよい土地利用を進めませんか!

事業活用者の声

出し手
(貸し手)

Aさん

受付窓口である農業委員会・JAの説明が分かりやすかった。手続きも簡単で、時間も掛からず済んだ。機構に貸した後、安心して任せられる担い手に調整してもらえた。

Bさん

短期的には経営転換協力をいただくことで本年の収入に充てられ大変助かった。長期的に考えると今後の米価変動による農業所得の推測が難しいのに対し、10年間の貸付による所得が安定していて安心である。

受け手
(借り手)

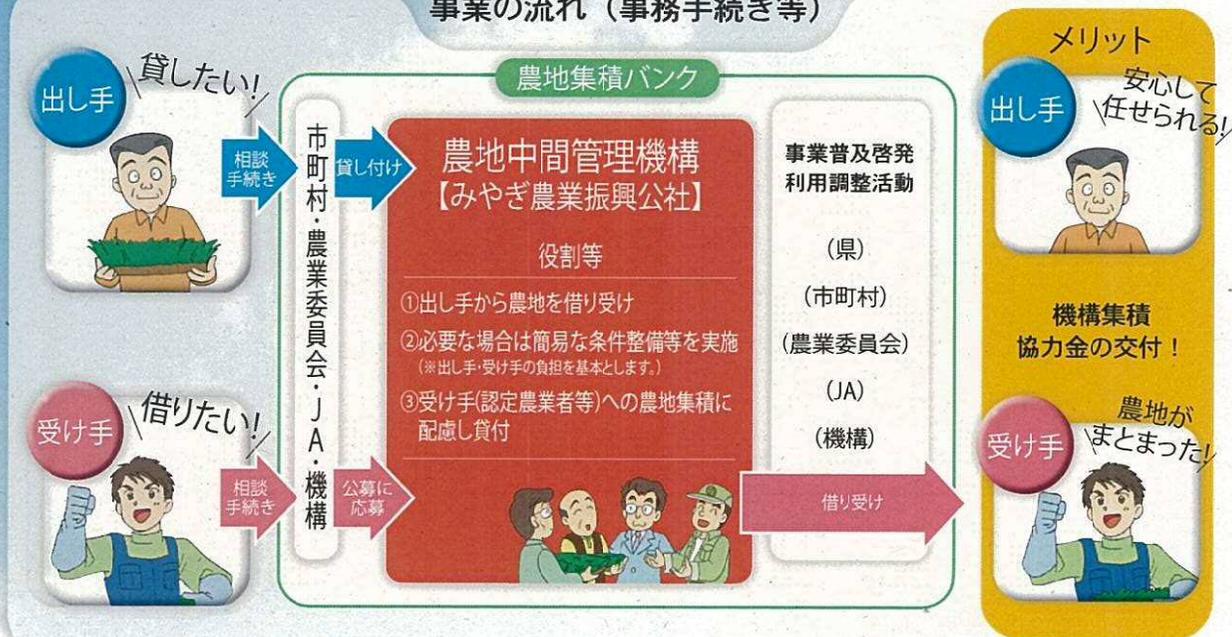
個別担い手Aさん

営農計画どおり規模拡大ができた。出し手とのマッチングも、希望どおりにスムーズに進めてもらえた。今後も地域の担い手としてがんばりたい。

担い手法人代表Bさん

農地の集約化が図れたことが一番大きい。農業情勢は変わらず厳しいが、今後もこの事業を活用し、農業経営の規模拡大を図りたい。

事業の流れ (事務手続き等)



農地中間管理事業の活用条件と主な手続き...

出し手
(貸し手)

- リタイアする農業者 (農地の一部の貸付もOK)
- 農地交換希望の担い手等



農地を貸したい場合

- 「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの窓口へ提出してください。
- 農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。

受け手
(借り手)

- 認定農業者
- 中心経営体等 (人・農地プランの担い手)



農地を借りたい場合

- 公社が行う「借受希望者の募集」(公社のホームページにも掲載)に必ず応募いただく必要があります。
- 公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

お問い合わせ・ご相談は...

地元市町村・農業委員会・JA・(公社)みやぎ農業振興公社(TEL 022-275-9192)へ

みやぎ農業振興公社

検索

(2) 農地中間管理事業評価委員会制度について

農地中間管理事業評価委員会制度について

令和元年12月19日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H29,12,7 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領
(H31,4,1 改正)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、

- 宮城県 (農振) 指令第165号 (H26, 10, 3)
- 宮城県 (農振) 指令第167号 (H27, 10, 29)
- 宮城県 (農振) 指令第211号 (H28, 11, 2)
- 宮城県 (農振) 指令第196号 (H30, 12, 4)
- 宮城県 (農振) 指令第120号 (R1, 8, 7) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H30年度分は、R1, 6, 27付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催状況及び予定 (内容)

- (1) 平成30年度 (令和元年度以降もスケジュール的な目安は同じ)
 - ①年度当初 (6月6日) . . . H29事業報告 (評価検討)
 - ②年 内 (12月25日) . . . H30事業中間報告
 - ③年 度 内 (3月26日) . . . H30事業見通し・H31当初事業計画
- (2) 令和元年度 (参考)
 - ①年度当初 (6月4日) . . . H30事業報告 (評価検討)
 - ②年 内 (12月19日) . . . R1事業中間報告
 - ③年 度 内 (3月予定) . . . R1事業見通し・R2当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（中略）

（事業計画等）

第9条

（中略）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H29, 12, 7改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：(公社)みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H31, 4, 1改正）
後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。
- 2 会議においては、委員長がその議長となる。
 - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- この要領は、平成26年 4月15日から施行する。
この要領は、平成30年12月 4日から施行する。
この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

(3) 農地中間管理事業の実施状況について

I 農地集積目標

(1) 集積目標

単位：ha

		現状 (H22)		目標 (H35)		今後集積すべき目標	
耕地面積：A		129,600		129,600		—	
担い手利用面積：B		59,090	100%	116,640	100%	57,550	100%
内訳	自己所有面積	21,110	36%	23,300	20%	2,190	4%
	借入面積	14,527	25%	58,300	50%	43,773	76%
	農作業受託面積	23,453	40%	35,040	30%	11,587	20%
集積率：B/A		45.6%		90%		—	

*根拠 ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針（宮城県H26.3策定） ②宮城県農地集積アクションプラン（宮城県H26.9策定）

(2) 平成26年度からの集積（借入）目標面積

①10年間 41,300ha

上記の表中の今後集積すべき目標の43,773haから25年度末までの実績2,473haを差し引いたもので、年間目標は、初年度2,000ha、2～7年目4,560ha、8年目以降漸減し最終年3,600ha。

②機構事業活用の目標面積 4～7年目4,250ha

上記の4～7年目の目標4,560haのうち機構事業活用を75%と見込み、 $(4,560 \times 75\% = 3,420\text{ha} \cdot \cdot \text{純増})$ それに純増分以外として2割を加算したもの。 $(3,420 \div 80\% = 4,275\text{ha})$

II 年次別計画及び実績

単位：件、ha

		借入		転貸		管理		条件整備	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H26	計画	4,000	2,000	1,700	1,700	—	—	—	—
	実績	981	883	320	450	—	—	—	—
	達成率	25%	44%	19%	26%	—	—	—	—
H27	計画	9,120	4,560	4,176	4,176	200	100	100	50
	実績	3,500	2,953	2,305	2,905				
	達成率	38%	65%	55%	70%	0%	0%	0%	0%
H28	計画	8,500	4,250	4,297	4,297	200	100	100	50
	実績	2,612	2,003	1,795	2,149				
	達成率	31%	47%	42%	50%	0%	0%	0%	0%
H29	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	2,567	2,190	1,409	2,118				
	達成率	30%	52%	33%	50%	0%	0%	0%	0%
H30	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	2,458	1,845	2,029	2,063				
	達成率	29%	43%	48%	49%	0%	0%	0%	0%
H30 迄累計	計画	38,620	19,310	18,673	18,673	800	400	400	200
	実績	11,943	9,722	7,555	9,255				
	達成率	31%	50%	40%	50%	0%	0%	0%	0%
R1 (9月末迄)	計画	8,500	4,250	4,250	4,250				
	実績	596	437	1,068	959	0%	0%	0%	0%
	達成率	7%	10%	14%	22%				

*H30迄累計では、解約分を除いている。

III 借受希望者の応募状況

	経営体数				希望面積 (ha)			
	実績	累計	うち法人	法人累計	実績	累計	うち法人	法人累計
H26	2,669	2,669	246	246	24,528	24,528	10,163	10,163
H27	563	3,232	50	296	2,657	27,185	290	10,453
H28	332	3,564	61	357	3,267	30,452	2,144	12,597
H29	223	3,787	62	419	4,891	35,343	3,904	16,501
H30	153	3,940	15	434	2,141	37,484	1,316	17,817
R1 (9月末迄)	54	3,994	11	445	605	38,089	296	18,113

◎令和元年度第2回目迄の借受希望面積は38,089haで、借入目標41,300haに対し92.2%。

IV 令和元年度（平成31年度）の重点取組方針

1 「人・農地プラン」との一体的推進

- ① 人・農地プランの見直しを推進するため、県と連携し、実質化に向けた地域内の話し合いの機会誘導
 - ・全域を一プランとしている市町村に対し、集落単位等に細分化した話し合いを誘導
 - ・集落単位等の話し合いには、農業委員・農地利用最適化推進委員・機構地域コーディネーター等の参加も働きかけ
 - ・機構手数料を活用し集落単位等の話し合い経費を支援

【上半期の主な取組】

- ・公社単独事業「担い手集積支援事業」(別紙)を創設。
- ・8/28に地域農業の明日を考えるシンポジウムを「人・農地プランを活かした地域農業の展開」をテーマに開催
- ・農業経営相談所に人・農地プランのコーディネーターとして、機構地域CDを9名登録等

2 農地中間管理事業の推進に関する法律施行5年後見直しへの適切な対応

- ① 5年後見直しによる新たな制度の周知徹底
 - ・県と連携した市町村等担当者会議や担い手組織等連携推進会議の開催などによる周知
 - ・借入・転貸手続きの一括化、配分計画縦覧及び利用状況報告の廃止、機構集積協力金の地域タイプへの重点化、実施区域の拡大(農振→市街化区域を除く全域)、相続未登記農地の利用促進等

【上半期の主な取組】

- ・法見直しにより、11/1より事務手続きを一部変更(配分計画縦覧及び利用状況報告の廃止)
- ・来年4/1よりの円滑化事業との統合一体化に向けて、円滑化実施団体との打合せ実施(11/21)

3 農地の集約化の推進

- ① 圏域毎に定めた集約化推進地区における取り組みの充実
 - ・推進地区毎に担い手・市町村・農委・JA・土地改良区・県・機構が連携し、担い手経営農地の見える化(分散状況の図面化)等による話し合いの充実
- ② 機構手数料を活用した集約化の促進
 - ・集約化に向けた地域ぐるみの話し合い経費や集約化に結び付いた農地への促進費の交付
- ③ 農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が相互に所有する「人と農地の情報」を共有しながら、土地利用調整活動を連携して展開

【上半期の主な取組】

- ・公社単独事業「担い手集積支援事業」(別紙)を創設。(再掲)
- ・シンポジウムで、角田市西根地区の担い手主導の集約事例を紹介し横展開を図った。

4 農地整備事業との連携強化

- ① 中山間地域等における機構関連農地整備事業の積極的な活用と他地区への普及啓発を推進
- ② 農地整備実施中の地区における機構事業活用の推進(モデル地区での活用の加速化)
 - ・作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発
- ③ 農地整備事業の構想段階・調査計画段階における地区情報の共有化と機構事業制度の周知
- ④ 農地整備地区の換地に伴う契約変更(地番・面積・賃料)手続きの円滑化
 - ・手続きの正確性と迅速性を確保するため、県からの情報提供(電子データ)について調整

【上半期の主な取組】

- ・シンポジウムで、七ヶ宿町西部地区での機構関連農地整備事業を紹介し活用啓発
- ・9/9 に七ヶ宿西部及び柴田町葉坂で県NN職員・機構地域CD等を対象に現地研修会を開催
- ・機構事業活用希望地区で早期実施に向けて啓発活動を展開中

5 市町村・農業委員会・担い手組織との連携強化

- ①農地利用最適化推進委員と機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有
 - ・農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の相互共有
- ②農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有
- ③市町村、農業委員会、担い手組織との定期的な情報交換の実施
 - ・担い手農業者組織等事業連携協定（H28.6.21締結）に基づく推進会議を継続開催し、担い手農業者組織からの意見・要望等を聴き取りながら、国へ制度改善等を要望
 - ・市町村、農業委員会と担い手組織の連携による集約化の取組（角田市西根地区等）が他地域に波及するよう、事例を紹介しながら農地集積・集約化機運の高揚

【上半期の主な取組】

- ・8/28 に地域農業の明日を考えるシンポジウムを「人・農地プランを活かした地域農業の展開」をテーマに開催（再掲）
- ・11/8 に宮城県農業委員大会と併せて、農地集積・集約化推進大会を開催（5者共催：宮城県、公社、農業会議、農協中央会、土地連）
- ・その他、地域の各種研修・勉強会等に講師等として多数対応

農地中間管理事業 進行状況

宮城県農地中間管理機構

R1.10.1機構把握データ

No	市町村	H22耕地 面積 (ha) A	機構借入(農用地利用集積計画)										機構貸付(農用地利用配分計画)										市町村
			R1機構借入合計					機構借入累計(H26からの累計)					R1機構貸付合計					機構貸付累計(H26からの累計)					
			件数	面積 B(ha)	使用料		進捗率 (参考) B/A %	件数	面積 Bt(ha)	使用料		進捗率 (参考) Bt/A %	件数	面積 C(ha)	使用料		進捗率 (参考) C/A %	件数	面積 Ct(ha)	使用料		進捗率 (参考) Ct/A %	
					金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)				金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)		
1	白石市	3,550	0	0.0	0	0	0.0	8	7.3	108	2,224	0.2	0	0.0	0	0	0.0	9	7.3	108	2,224	0.2	白石市
2	角田市	4,720	21	8.6	368	594	0.2	888	478.1	11,403	68,650	10.1	92	33.6	1,253	2,881	0.7	987	492.5	12,102	68,659	10.4	角田市
3	蔵王町	2,400	1	0.4	0	240	0.0	47	32.8	797	6,071	1.4	1	0.4	0	240	0.0	45	32.9	797	6,101	1.4	蔵王町
4	七ヶ宿町	592	0	0.0	0	0	0.0	121	51.1	2,456	1,453	8.6	1	0.4	28	0	0.1	52	51.1	2,486	1,453	8.6	七ヶ宿町
5	大河原町	611	0	0.0	0	0	0.0	31	17.0	111	9,793	2.8	1	1.9	0	1,110	0.3	30	17.0	111	9,793	2.8	大河原町
6	村田町	1,650	0	0.0	0	0	0.0	82	37.1	574	10,470	2.2	1	0.5	38	0	0.0	33	37.1	574	10,470	2.2	村田町
7	柴田町	1,020	23	3.1	33	768	0.3	350	134.1	3,749	33,773	13.1	30	3.6	57	823	0.4	210	134.5	3,770	33,828	13.2	柴田町
8	川崎町	1,990	2	2.3	0	677	0.1	38	40.4	164	11,303	2.0	3	2.7	20	677	0.1	37	40.4	164	11,303	2.0	川崎町
9	丸森町	3,230	0	0.0	0	0	0.0	259	159.6	7,504	14,682	4.9	0	0.0	0	0	0.0	31	159.6	7,504	14,682	4.9	丸森町
10	仙台市	5,830	0	0.0	0	0	0.0	1,047	635.3	71,822	0	10.9	57	111.2	12,403	0	1.9	768	636.6	71,972	0	10.9	仙台市
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	塩竈市
12	名取市	2,460	22	13.2	1,066	0	0.5	492	356.6	19,669	0	14.5	15	13.9	1,083	0	0.6	199	356.2	19,619	0	14.5	名取市
13	多賀城市	358	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	多賀城市
14	岩沼市	1,290	28	11.0	748	0	0.9	987	776.3	48,877	0	60.2	36	25.5	1,743	0	2.0	523	784.3	49,524	0	60.8	岩沼市
15	亶理町	2,460	0	0.0	0	0	0.0	132	107.2	10,716	5,717	4.4	107	78.0	8,475	0	3.2	130	107.2	10,716	5,717	4.4	亶理町
16	山元町	1,230	24	11.6	1,235	200	0.9	155	76.8	5,828	10,850	6.2	4	13.6	1,435	200	1.1	42	78.8	6,027	10,850	6.4	山元町
17	松島町	1,010	17	17.5	1,580	960	1.7	169	107.6	10,676	2,010	10.6	20	18.3	1,689	600	1.8	130	106.1	10,666	1,050	10.5	松島町
18	七ヶ浜町	119	0	0.0	0	0	0.0	251	89.8	4,348	0	75.4	0	0.0	0	0	0.0	197	89.8	4,348	0	75.4	七ヶ浜町
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	利府町
20	大和町	2,520	2	0.9	16	270	0.0	99	118.4	10,590	6,372	4.7	2	0.9	16	270	0.0	30	118.4	10,590	6,372	4.7	大和町
21	大郷町	2,190	6	5.9	634	0	0.3	328	370.4	34,044	6,563	16.9	14	40.7	3,591	225	1.9	96	370.4	34,047	6,563	16.9	大郷町
22	富谷市	717	0	0.0	0	0	0.0	11	15.6	205	5,206	2.2	0	0.0	0	0	0.0	10	15.6	205	5,206	2.2	富谷市
23	大衡村	1,400	0	0.0	0	0	0.0	49	77.3	1,833	18,166	5.5	2	2.3	0	652	0.2	44	77.3	1,833	18,166	5.5	大衡村
24	大崎市	19,000	71	68.6	10,150	420	0.4	1,059	1,053.7	144,620	25,775	5.5	95	95.5	14,022	300	0.5	669	1,053.4	144,873	25,355	5.5	大崎市
25	色麻町	2,890	0	0.0	0	0	0.0	233	339.9	39,927	555	11.8	3	5.0	607	0	0.2	59	343.5	40,402	555	11.9	色麻町
26	加美町	6,260	1	0.0	0	0	0.0	284	433.0	46,318	3,903	6.9	2	1.3	144	0	0.0	41	432.7	46,281	3,903	6.9	加美町
27	涌谷町	3,470	50	31.0	3,386	420	0.9	533	416.4	54,237	9,899	12.0	103	54.3	5,580	1,303	1.6	513	418.6	54,435	9,899	12.1	涌谷町
28	美里町	5,010	44	29.3	3,818	718	0.6	592	591.9	91,684	10,395	11.8	57	65.4	8,952	718	1.3	301	594.5	91,975	10,395	11.9	美里町
29	栗原市	18,500	22	33.8	1,435	5,397	0.2	839	900.1	48,115	237,715	4.9	52	71.2	3,416	14,515	0.4	735	904.6	48,093	240,201	4.9	栗原市
30	登米市	18,400	146	125.7	17,500	0	0.7	1,491	1,360.2	187,039	22,127	7.4	225	206.9	28,645	0	1.1	1,402	1,379.0	189,509	22,127	7.5	登米市
31	石巻市	9,360	69	50.4	4,379	10,167	0.5	763	721.9	67,694	148,331	7.7	104	86.5	7,996	15,957	0.9	715	721.8	67,904	147,688	7.7	石巻市
32	東松島市	2,510	47	23.8	1,178	5,354	0.9	751	522.1	44,999	69,271	20.8	40	25.0	1,178	6,044	1.0	535	522.1	45,125	68,611	20.8	東松島市
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	女川町
34	気仙沼市	1,430	0	0.0	0	0	0.0	320	81.2	2,550	6,530	5.7	0	0.0	0	0	0.0	21	81.2	2,550	6,530	5.7	気仙沼市
35	南三陸町	989	0	0.0	0	0	0.0	127	48.4	1,491	0	4.9	1	0.8	42	0	0.1	26	48.4	1,491	0	4.9	南三陸町
累計		129,655	596	437.0	47,526	26,185	0.3	12,539	10,159.3	974,263	747,804	7.8	1,068	959.4	102,412	46,515	0.7	8,623	10,214.6	979,915	747,701	7.9	

* 累計では解約分を除いている。

令和元年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況

【令和元年11月22日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域名 又は モデル地区名 〔〕は、重点実施区域名とモデル地区名が異なる場合のモデル地区名	モデル地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める事業規模に基づき、当該地域の人・農地プランの作成エリア等をベースに設定するようにしてください。			人・農地プランへ機構の活用を位置付けているか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。〕 なお、主たる効果には◎を記入してください。				(参考) 中山間地域 (※6) 設定時期			
			重点実施区域内農地面積 ()はうちモデル地区内農地面積(ha)	うち機構事業実施(転貸)面積 ()はうちモデル地区内面積(ha)	うち農地整備事業の受益面積 ()はうちモデル地区内面積(ha)		農地整備事業名 (※5)	担い手への農地利用の集積・集約化		耕作放棄地の解消		新規参入		その他
								リタイアする人から担い手への集積が中心	担い手等の利用権の交換が中心			新規就農	企業参入	
角田市	稲置地区		101	50	101	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H27.10.15設定 H30.9.25変更(区域の見直し)	
角田市	毛萱地区		80	40	80	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H27.10.15設定 H29.1.31変更	
村田町	針生前地区	○	24 (24)	16 (16)	24 (42)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					H26設定	
柴田町	下名生地区 (しものみょう)	○	62 (62)	38 (38)	—		○	◎					H26設定	
柴田町	中名生地区 (なかのみょう)	○	78 (78)	9 (9)	62 (62)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.3.21設定 (重点)H28.11.27設定(区域見直し) (特)H30.3.23設定	
丸森町	館矢間地区		619	150	—		○	○	◎	○			H27.10.15設定	
丸森町	大内地区		53	42	53	③農地耕作条件改善事業	○	◎					(重点)R1.7.5設定	
仙台市	岩切地区		243	3	31	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
仙台市	秋保地区		145	0	38	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
仙台市	日向地区	○	16 (16)	16 (16)	16 (16)	⑤農地中間管理機構関係農地整備事業	○	◎		○			(重点)H30.9.25設定 (モデル)H30.11.2設定	
名取市	堀内志村地区		82	7	18	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
名取市	名取地区	○	646 (646)	75 (75)	646 (646)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	岩沼東部地区	○	1,354 (1,354)	98 (98)	790 (790)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業		◎					(重点)H27.10.15設定・H30.9.25設定 (モデル)H27.10.16設定	
岩沼市	岩沼西部地区	○	188 (188)	123 (123)	188 (188)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎				○ (兼営農の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	岩沼北部地区	○	98 (98)	64 (64)	98 (98)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎				○ (兼営農の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	小川地区	○	115 (115)	58 (58)	115 (115)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	○				○ (兼営農の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
亶理町	吉田東部2期地区	○	177 (177)	50 (50)	177 (177)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	○	◎				(重点)H30.9.25設定 (モデル)H30.11.2設定	
多賀城市	多賀城地区	○	366 (366)	252 (252)	252 (252)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎		○			(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
山元町	山元東部地区	○	468 (468)	244 (244)	468 (468)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎		○	○	◎	H26設定 ※7	
山元町	山元北部地区	○	123 (123)	30 (30)	123 (123)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○		◎				(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定	
山元町	磯地区	○	40 (40)	40 (40)	40 (40)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定	
松島町	手樽地区	○	171 (171)	25 (25)	171 (171)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎	○				(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	

令和元年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況

【令和元年11月22日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域名 又は モデル地区名 〔(1)は、重点実施区域名とモデル地区名が異なる場合のモデル地区名〕	重点実施区域は、都道府県の機構が定める事業規模に基づき、当該地域の人・農地プランの作成エリア等をベースに設定するようにしてください。				人・農地プランへの活用を位置付けているか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参考) 中山間地域 (※6) 設定時期		
		モデル地区	重点実施区域内農地面積 (()はうちモデル地区内農地面積 (ha)	うち機構事業実施(転貸)面積 (()はうちモデル地区内面積(ha)	うち農地整備事業の受益面積 (()はうちモデル地区内面積(ha)		農地整備事業名 (※5)	担い手への農地利用の集積・集約化		耕作放棄地の解消	新規参入		その他	
								リタイアする人から担い手への集積が中心	担い手等の利用種が中心		新規就農			企業参入
七ヶ浜町	七ヶ浜地区	○	122 (122)	98 (98)	119 (119)	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎				○		H26設定 ※7
大和町	落合地区		391	59	391	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H29.1.31設定
富谷市	富谷南部		45	5	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H30.2.28設定
大崎市	小迫地区		26	14	26	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
大崎市	田尻地域通木地区	○	77 (77)	45 (45)	36 (36)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	○					◎ (集落営農の法人化)	(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定
大崎市	蕨栗沼地区	○	150 (150)	11 (11)	150 (150)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
大崎市	下野目東部地区	○	179 (179)	24 (24)	179 (179)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
大崎市	清水川北浦地区	○	178 (178)	12 (12)	178 (178)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
美里町			344 (344)	22 (22)	344 (344)									
大崎市	鹿飼沼地区	○	190 (190)	8 (8)	190 (190)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
涌谷町			196 (196)	8 (8)	196 (196)									
色麻町	下高城地区	○	75 (75)	75 (75)	62 (62)	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎						H26設定 ※7 (重点)H30.9.25変更 (モデル)H30.11.2変更
加美町			12 (12)	12 (12)	11 (11)									
色麻町	月崎・清水地区		54	54	54	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						H30.9.25設定
加美町			54	54	54									
加美町	雷地区 (いかずち)	○	142 (142)	129 (129)	-		○							H26設定 ※7
加美町	東産原地区	○	49 (49)	32 (32)	49 (49)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定
涌谷町	猪岡短台1地区		508	4	12	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.9.15設定
涌谷町	出来川志岸下流地区		144	89	112	③農地耕作条件改善事業	○	○						H29.11.27設定
涌谷町	出来川志岸上流地区		207	32	207	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						H31.1.10設定
美里町			170	25	170									
美里町	青生地区 (あおう)	○	211 (211)	118 (118)	211 (211)	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎						H26設定

令和元年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況

【令和元年11月22日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域名 又は モデル地区名 〔〕は、重点実施区域名とモデル地区名が異なる場合のモデル地区名	モデル地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める事業規模に基づき、当該地域の人・農地プランの作成エリア等をベースに設定するようにしてください。				人・農地プランへ機構の活用を位置付けているか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。〕 なお、主たる効果には◎を記入してください。					(参考) 中山間地域 (※6) 設定時期	
			重点実施区域内農地面積 (〔〕はうちモデル地区内農地面積) (ha)	うち機構事業実施(転貸)面積 (〔〕はうちモデル地区内面積) (ha)	うち農地整備事業の受益面積 (〔〕はうちモデル地区内面積) (ha)	農地整備事業名 (※5)		担い手への農地利用の集積・集約化		耕作放棄地の解消	新規参入			その他
								リタイアする人から担い手への集積が中心	担い手等の利用権の交換が中心		新規就農	企業参入		
登米市	飯島地区	○	204 (204)	22 (22)	204 (204)	④中山道村地域整備交付会農地整備事業	○	◎	○					H26設定
登米市	追川沿岸(5)地区		406	8	29	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
登米市	米岡地区		262	6	69	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定 H30.2.28変更(名称の変更)
登米市	豊里地区		1,099	100	931	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定 H30.2.28変更(名称の変更) H31.3.27変更(区域)
登米市	宝江地区		388	8	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H28.3.22設定 H30.2.28変更(区域の見直し等)
登米市	川前地区		10	10	10	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H28.3.22設定
登米市	浅水地区		300	24	300	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H29.11.27設定
登米市	森地区		427	43	427	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H30.9.25設定
登米市	浅水二地区		329	35	329	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)R1.11.22設定
石巻市	河南4期地区	○	105 (105)	70 (70)	105 (105)	④農村地域復興再生基盤総合整備事業		○	◎					H26設定
石巻市	蛇田地区		183	3	33	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
石巻市	桃生町5期地区		117	3	98	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.9.15設定
石巻市	三輪田地区	○	113 (113)	73 (73)	113 (113)	④中山道村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H30.3.23設定
石巻市	大川地区	○	397 (397)	291 (291)	397 (397)	④中山道村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
石巻市	大森・福地地区		217	22	217	③農地耕作条件改善事業		◎						H30.9.25設定
石巻市	谷川浜・大谷川浜 【牡鹿地区】	○	39 (26)	26 (19)	39 (26)	④中山道村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎						(重点)H31.3.27設定 (モデル)R1. ※一時利用指定面積(減歩率2割)がモデル地区内面積。
石巻市	深谷地区		327	216	327	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市	深谷地区		85	53	85	③農地耕作条件改善事業		◎						(重点)H28.10.21設定
石巻市	河南(4)地区		864	4	27	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
東松島市	河南(4)地区		75	3	10	③農地耕作条件改善事業	○	◎						
東松島市	大曲地区	○	142 (142)	50 (50)	142 (142)	④中山道村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						H26設定
東松島市	野蒜地区		172	3	32	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
東松島市	西矢木地区	○	208 (208)	64 (64)	208 (208)	④中山道村地域復興基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.18設定
東松島市	小野地区		182	1	46	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.10.15設定 H31.1.10変更(区域の見直し)
東松島市	西小松地区		140	87	140	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市	奥松島地区	○	141 (141)	108 (108)	141 (141)	④中山道村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
東松島市	東小松地区	○	150 (150)	107 (107)	150 (150)	④農村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎						(重点)H29.1.31設定 (モデル)H30.3.23設定

令和元年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況

【令和元年11月22日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域名 又は モデル地区名 〔()〕は、重点実施区域名とモデル地区名が異なる場合のモデル地区名	モデル地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める事業規程に基づき、当該地域の農地プランの作成エリア等をベースに設定するようにしてください。				人・農地プランへ機構の活用を位置付けているか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。〕 なお、主たる効果には◎を記入してください。					(参考) 中山間地域 (※6) 設定時期	
			重点実施区域内農地面積 ()はうちモデル地区内農地面積 (ha)	うち機構事業実施(転貸)面積 ()はうちモデル地区内面積 (ha)	うち農地整備事業の受益面積 ()はうちモデル地区内面積 (ha)	農地整備事業名 (※5)		担い手への農地利用の集積・集約化		耕作放棄地の解消	新規参入			その他
								リタイアする人から担い手への集積が中心	担い手等の利用種の交換が中心		新規就農	企業参入		
南三陸町	西戸川地区 (さいとがわ)	○	20 (20)	9 (9)	20 (20)	④湯山道村地域復興基盤総合整備事業	○	◎			○			H26設定
合計	81地区	47地区	18,059 (8,669)	4,175 (2,814)	12,903 (7,594)	76地区	78地区							

- ※1:本票は、農地中間管理機構が県(農地中間管理事業部局)と連携して作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項に基づき毎事業年度作成する事業計画に添付してください。
- ※2:同一市町村内で重点実施区域又はモデル地区を複数設定している場合は、区域又は地区毎に記入してください。
- ※3:農地中間管理機構は、農地中間管理事業及び農地整備事業(農地耕作条件改善事業を含む)を効率的・効果的に推進する観点から、都道府県の農地中間管理機構部局及び農地整備事業部局と調整を行い、管内の農地整備事業の採択申請地区について重点実施区域又はモデル地区に設定してください。
- ※4:重点実施区域又はモデル地区を新たに設定した場合は、その都度、追加記載してください。
- ※5:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基盤整備事業、②農業基盤整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業、⑤農地中間管理機構関連農地整備事業の番号で記載してください。
- ※6:重点実施区域又はモデル地区が中山間地域に所在すると思われる場合は「○」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)
- ※7:H27.9.15時点にて、「地区内農地面積」、「うち機構事業転貸面積」、「うち農地整備事業の受益面積」の数値を設定当初の値から一部変更している。
- ※8:H27.10.15指定の「岩沼東部地区」については、経営再開マスタープランに位置付け見込みである。

令和元年度 宮城県農地中間管理事業 地域コーディネーターの皆さん



佐藤 律夫
(栗原地域事務所
農業振興部)



中澤 和志
(栗原地域事務所
農業振興部)



金野 信義
(登米市産業振興課)



佐藤 吉彦
(登米市産業振興課)



只野 公司
(南三陸町第2庁舎)



佐藤 雄一
(北部地振事務所
農業振興部)



佐々木 俊一
(北部地振事務所農
業振興部)



櫻田 克嘉
(JAみどりの
涌谷営農センター)



門間 満信
(東部地振事務所
農業振興部)



岡田 和朗
(東部地振事務所
農業振興部)



佐藤 勇記
(仙台地振事務所
村田町)



板橋 廣志
(亶理農業改良
普及センター)



大槻 久男
(大河原地振事務所
農業振興部)



佐久間 吉光
(大河原地振事務所
農業振興部)



河村 亨
(大河原地振事務所
農業振興部)

令和元年9月1日現在
宮城県農地中間管理機構
((公社) みやぎ農業振興公社)
※名前の下のカッコ内は、駐在場所。

(4) 改正農地バンク法への対応状況について

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。
- 今後は新たに地域の話合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進める必要があるため、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

法律案の概要

I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

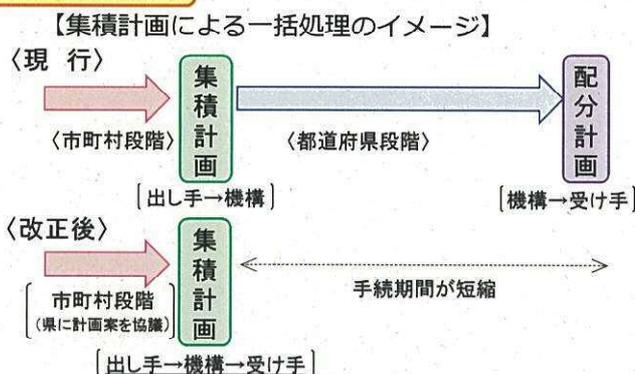
地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供するよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。

II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。

イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。

ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。



III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

- ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。
- イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。
- ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。
- エ 統合一体化関係の改正事項(アを除く。)の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。(なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。)

IV 担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

(1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる

- ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。
- イ 役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の常時従事要件を緩和する。

(2) 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。

(3) 農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。

(4) 農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。

別添1

機構法改正に伴う事務手続き内容

(公社) みやぎ農業振興公社
R1. 10. 17現在

検討内容	現行内容	改正内容	機構案
(1) 集積手法全体のスキーム	市町村の集積計画と農地バンクの配分計画の2つの計画が必要	<ul style="list-style-type: none"> ○出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、集積計画のみで農地バンクへの借入れ・転貸が可能な仕組み（集積計画一括方式）を創設 ○再配分は配分計画で行うため、配分計画は存置 	<ul style="list-style-type: none"> ○集積計画一括方式（別添2）により手続きを行う。 ○特例案件や再配分（受け手変更）の場合は、現行通りで行う。 ○施行は、令和2年4月からとする。 ○現行通り、受け手が決まっている場合のみとする。（受け手が決まっていない場合はマッチング活動を継続する。）
配分計画			
(2) 縦覧 (利害関係人への意見聴取)	縦覧（2週間）は必須	<ul style="list-style-type: none"> ○縦覧は廃止 ○代替え措置として、利害関係人への意見聴取を法的に位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○機構HPに掲載し、期間は1週間とする。 ○掲載時期は、県へ協議申請前とする。 ○掲載内容は、機構から貸し出される農地の所在（大字、字、地番）と貸借期間（年数）とする。
(3) 配分計画の案の作成主体	市町村のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧円滑化団体（JA、市町村公社）のうち、特色ある取組を行っている者を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行通り、市町村のみとする。 ※今後、関係機関の意見を踏まえて見直しもある。
(4) 利用状況報告	全ての者に義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、廃止 (リース方式の要件により借り受けた者（一般企業等）には、引き続き、義務付け) ○提出の報告先を、農業委員会に統一 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃止する。
(5) 業務委託	全ての業務委託については知事承認が必要	<ul style="list-style-type: none"> ○農用地等の管理等について、知事があらかじめ指定する者に対して委託する場合には、知事承認不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○都度、県と協議を行う。

※ 施行時期

令和元年11月1日

(2) ~ (5)

令和2年 4月1日

(1)

円滑化事業の農地バンク事業への統合一体化
～農地中間管理事業に係る貸付要件（貸付ルール）～

令和元年11月21日
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

●**農地中間管理事業の場合**

<貸付要件>

農地を所有されている方が申請者となりますので、相続登記が完了していない等の申請者と登記名義人が違う農地や、荒廃農地など農地として利用することができない農地は貸付できません。

<貸付期間>

事業の制度上、農地の貸付期間は原則10年以上となります。

<賃借料の設定>

賃借料は金納、物納となります。場合によっては無償（使用貸借）による貸付も可能です。契約書は賃借料の区分毎に申し込みを行っていただくこととなります。

（関係市町村の農地の近傍類似賃借料や農地の賃借料情報等を参考に設定します。）

<賃借料の精算>

賃借料の精算は、金納の場合、JA口座の場合は毎年11/10（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、JA口座以外の場合は毎年11/12に借受人の指定口座から引落し、毎年11/25に貸付人の指定口座へ振り込みいたします。

物納の場合は、毎年12/10までに借受人が貸付人宅に米をお届けいたします。

<手数料>

賃借料に対して1パーセントの手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。

（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）

貸付人へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。

借受人からは、手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※徴収した手数料は、機構事業で国の補助対象とならない経費や担い手農業者への支援等に活用されます。

<贈与税>

貸付申請農地が生前一括贈与を受けた特例農地で、贈与税の特定貸付に該当する場合は、認可・公告後2ヶ月以内に農地を管轄する税務署への届け出が必要です。

（手続きを怠ると、猶予されている贈与税を納付することが必要となりますので注意願います。）

<農業者年金受給者>

現在、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方については別途農業委員会へ相談をお願いします。

<借受人（耕作される方）>

貸付できる借受人の条件は、借受公募に申し込まれ登録された方のうち、当該農地のある市町村の認定農業者または、当該農地の人・農地プランの中心経営体等であることが必要です。

●**円滑化事業から一括承継手続きを行う場合の確認事項**

- ①出し手（所有者）及び受け手（耕作者）からの同意の方法
- ②相続未了案件
- ③契約期間
- ④手数料
- ⑤利用権の種類（賃借権、使用貸借）
- ⑥賃借料の精算方法（時期、口座振替、金納、物納）
- ⑦賃借料の設定方法（土地改良賦課金負担の取り決め）
- ⑧受け手の未収状況
- ⑨担い手要件

(5) 平成30年度事業に対する評価委員会の
意見への対応状況について

令和元年12月19日
(11月末時点の実施状況)

平成30年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について

令和元年6月27日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

事業開始から5年を経過したが、宮城県・機構とも、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、事業推進に向けた意識醸成に努めるとともに、連携体制を明確化しながら、効率的な体系を構築し事業を推進しており、基本スタンスは高く評価できる。

その一方で、農業政策は時代とともに変化を続け、国の農政と地方農政の方向が必ずしも一致しておらず、近年は特に、経済のグローバル化の中で難しい状況を迎えている。県は、この現状をしっかりと検証し、農村地域全体の将来像をどのように展望し、具体的にどのような施策を展開するのか、その道筋を示し続ける責務がある。

また、意欲ある担い手が地域にいない場合もしくは少子高齢化の進展を考えれば、外部に人材を求める必要があり、そうした人々に対する地域の魅力等をアピールしていく必要があるのではないか。

(11月末時点の実施状況)【県】

- ・本県の農業・農村振興の基本計画である第2期「みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、農業の将来像や農村の将来像などを掲げて、「農業を若者があこがれる魅力ある産業に」に変革し、持続可能な魅力ある農業・農村の構築に向けて各種施策を展開している。
- ・今年度は、「農業の創造的な復興の推進」、「マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展」、「農業・農村の多面的な機能の発揮」などを重点項目としながら、農業経営の早期安定化と発展に向けた支援をはじめ、農地の利用集積・集約化や先進的大規模園芸産地の育成等の施策に取り組んでいる。
- ・現行の基本計画は令和2年度までの計画期間となっていることから、現在、これまでの検証を含めて見直し作業に着手しており、令和3年3月に新しい基本計画の策定を予定している。
- ・また、農村における人口減少及び高齢化に対応するため、他産業との連携による新商品又は新サービスの開発、地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興等により

、農村経済の活性化を図るとともに、県内外での就農相談会の実施や、企業の農業参入を促進するため、「農業参入セミナー」の開催などにより、他産業従事経験者や非農家出身者・企業などを多様な人材の確保・育成を行っている。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地集積を推進に向けて、市町村や関係団体に積極的に出向いて説明や協力要請を行うなど、積極的に役割分担と課題認識の共有に務めており、連携した取組に務めており、高く評価できる。

今後は、中山間地域をはじめとする条件不利地域の営農がますます厳しさが増してくることから、各地域の農業委員会と地域の受け手農家および地権者らと協議を重ねながら、営農に供する農地の再点検（農地から山林原野への転換含む）や、複合的な農業経営の推進、企業との連携など、より戦略性の高い取組を目指すべきであると思われる。

（11月末時点の実施状況）【公社】

- ・震災後、平坦部では複数の大規模法人が設立され担い手への集積が進んでいるが、営農条件の厳しい中山間部では、受け手となる担い手経営体が少なく、地域の農地をどう守り活用していくかが課題となっている。
- ・H30年創設された農家負担を伴わない機構関連農地整備事業を活用することにより、負担金の問題がクリアされ、中山間部でも効率的な作業ができるような圃場整備が県内4地区で進められている。

H30採択：柴田町葉坂地区A = 37.3ha

七ヶ宿東部地区A = 19.7ha、西部地区A = 15.5ha

R元採択：仙台市日向地区A = 13.6ha

- ・それぞれの地区で、そばの栽培・加工・販売の6次化産業の強化や、加工業者と連携したネギの大規模栽培など、高収益作物の導入を計画している。

今後、このような農地中間管理事業と合わせた事業の展開を図り、地元関係機関及び農業者との話し合いを進め中山間部での農業・産業の活性化を図っていきたい。

※参考資料： 葉坂、七ヶ宿西部事例紹介

③ その他

平坦部と中山間地域、都市近郊での営農は、今後それぞれ異なったベクトルで転換していくことが想定される。特に中山間地域では、定住人口の将来予測や生活基盤の再整備などを踏まえた営農形態を考える必要がある。

また、地域農業を支えてきた「兼業農家」の形態が徐々に変化してきており、兼業農家が「出し手」となった段階で、「離農」となるケースも多いのではないかとと思われる。これは、農村の地域づくりの視点では極めて重要になってくるので、十分に留意する必要があると思われる。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・今年度4月から、県では、「農山漁村なりわい課」を新設し、中山間地域振興を総合的・効果的に推進する体制を整備し、中山間振興、グリーンツーリズム、都市農村交流、農村の多面的機能の維持やアグリビジネス支援などの事業を実施している。
- ・中山間地域を含め地域農業を支える兼業農家は、生産活動のみならず農村集落における水路等の維持管理や農村景観の保全など重要な役割を果たしている。
- ・従って、出し手となった場合においても、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動等に引き続き参画していただくことが必要と考えており、関係機関と連携しながら支援していく。

2 推進体制

① 宮城県

県推進本部を設置し、関係機関や団体の連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している。農林水産省の「平成30年度市町村に対するアンケート調査結果」「1-3、10」等によると、「1年前より改善したが、まだ連絡調整が十分ではない」との改善している旨の前向きな回答であった点は評価したい。

今後は、市町村や関係団体の声を集約し、課題の整理が必要であるが、それと共に、「農地集積が、地域や暮らしに、どのような影響がでるのか」について、農村の感性に寄り添いながら、示し続けることが重要になってくると思われる。

なお、現在の状況からもう一段階ステップアップしていくためには、国任せにするのではなく、知事が強力で推進していく姿を目に見えるカタチで表現していくことも必要と思われる。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・各市町村において作成する「人・農地プラン」の実質化のための地域での話し合いは、これからの地域農業を誰が担っていくのかなど、地域農業のあり方や課題を整理・検討する機会であることから、このような機会が十分に確保できるように、県は市町村等の取り組みを支援するとともに、引き続き関係機関との意見交換を行い、各圏域における課題を集約の上、次年度以降の県の取組方針などに反映していく。

- ・また、東松島市で行われたスマート農業機械現地実習会（（有）アグリードなるせほ場）を開催し、現地実証では、知事自ら自動刈取を体験することにより、農地の集積・大区画化による効果の一つとして、スマート農業技術の活用についてPRを行った。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

市町村担当者会議の開催や市町村農業委員会への訪問も大切であるが、それらは機会が限られることから、インターネット（テレビ会議など）を活用した情報共有等を検討することも必要と思われる。

また、地域コーディネーターによる市町村等への訪問強化については、連携強化や課題の共有という面では評価するが、もう少し主体的な活動に力を入れる必要があるようにも思われる。

（11月末時点の実施状況）【公社】

- ・定期的な市町村・農業等担当者会議の開催と併せて、各事務委託先とメール等の迅速な連絡手段を利用して、必要な情報が滞りなく相互に提供できるような体制を整えていきたい。
- ・地域コーディネーター（CD）については、地域に精通する役場・JA・土地改良区等のOBの配置を行い、併せて、地域の問題点を把握し的確にアドバイスできるように、CD情報連絡会議や現地研修により指導力の強化・平準化を図っていく。

《CDの現場活動事例（研修講師）》

令和元年8月5日 角田市尾袋川東地区ほ場整備事業協議会 河村 CD

令和元年10月21日 気仙沼市農地整備事業連携勉強会 只野 CD

令和元年10月25日 色麻町農業委員会研修会 佐々木 CD、佐藤 CD 他

※参考資料： 地域CD配置図

③ その他

昨年度にスタートしたばかりの県内12関係機関で構成される「農業経営相談所」の活動が着実に推進されることに期待したい。

このほかに、日本の食が世界的に高く評価されているなかで、農産物輸出もまだ「中途半端でアプローチ力が弱い」と感じられる。農地集積に関する会議においても、「世界視野のスキルを持った人材や情報」を積極的に提供することで、明るい展望を見出す農業者も出てくるのではないかとと思われる。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・平成30年度に開設された「農業経営相談所」では、専門家の派遣等により、農業者が抱える様々な経営課題に対応し、伴走型支援を行うことにより、農業経営の法人化・高度化を推進しており、今年度も引き続き個別経営改善の支援を行っている。
- ・また、機構と共催で8月に開催した「地域農業の明日を考えるシンポジウム」や11月に県・機構・農業会議・中央会・土地連の5者共催で開催した「宮城県農地集積・集約化推進大会」における講演により、市町村等職員のほか担い手農家や農業委員等に対して、本県担い手農家の事例や他県の事例を紹介するなど、先進事例の情報提供を行った。

3 推進方法

① 宮城県

市町村等との連携により、「人・農地プラン」の見直しに精力的に取り組んでおり、この点は高く評価したい。

今後の農地中間管理事業の推進に当たっては、市町村において地域農業の将来像をどのように地域住民と共有し、協働で地域づくりをするかが重要な視点になっていることから、「農地集積と小規模農家との連携でどのような農村社会を目指すのか」を明確にしていくことが大きな鍵になってくると思われる。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・小規模・家族経営の農業者は、農業生産だけでなく水路・農道の管理、農村の景観の保全など、地域農業の基盤を支えており、それぞれの経験や能力を生かし、地域の活性化に貢献する重要な役割を担っている。
- ・そのため、大規模経営体のみならず、小規模農家も含めた地域の農業者が参加する「人・農地プラン」の実質化の話し合いの過程において、「その地域における農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」といった地域農業の在り方が明確化されていくことから、引き続き「人・農地プラン」の実質化の取り組み支援を行っていく。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

今後の事業推進のためには、ほぼ一巡した「意欲のある平場以外の地域」の意識醸成と「中山間地域」の掘り起こしが課題と思う。そのためにも地域でのコミュニケーションが大切と考えるが、「担い手に対するアンケート調査結果」を見ると、「地域の話し合い」が十

分でないと感じる。今回の国の関連法改正などを見ても「地域ぐるみの取り組み」が肝要かと思われるので、令和元年度の重点取り組み方針1『「人・農地プラン」との一体的推進』に期待するところ大である。

併せて、中山間地域の整備も事業推進に表裏一体の関係があるので、重点取り組み方針4『農地整備事業との連携強化』等により一層の整備もお願いしたい。

さらに、様々な広報活動を通じた「出し手」側のマインド醸成と、規模拡大を目指す「受け手」が積極的に農業経営に挑戦できるような優良事例や各種支援制度の紹介なども重要であると思われる。

これに関連して、優良事例が成功していく過程と成功要因を分析するとともに、持続可能な農業を展望する際に必要となる「受け手」の経営状況や課題認識などの継続的把握についてもお願いしたい。

(1 1月末時点の実施状況)【公社】

- ・「人・農地プラン」との一体的推進については、機構の地域CDを宮城県農業経営相談所の「人・農地プランコーディネーター」に登録して、地域の「人・農地プラン」話し合いの場で、農地集積・集約や農地中間管理事業の活用に向けた活動を展開する。
- ・「農地整備事業との連携強化」については、機構主催の「地域農業の明日を考えるシンポジウム」で七ヶ宿町西部地区の機構関連農地整備事業の事例発表やパネルディスカッションを行い優良事例の波及を図ると共に、県NN職員や機構職員・CDを対象に、七ヶ宿町西部地区・柴田町葉坂地区で現地研修会を開催して、機構関連農地整備事業の実施希望地区での早期実施に向けた啓発に取り組んだ。
- ・「受け手」の経営状況の継続的把握については、事務委託先のJA等から情報収集に努めると共に、経営の安定に向けて県農業改良普及センター及び県農業経営相談所と連携して取り組んでいく。

※参考資料：
・農業経営相談所 チラシ
・相談所のCD登録画面（1名分）

③ その他

今年度から始まる公社単独事業「農地集積促進費」と「農地集約化促進費」の活用に期待したい。また、できれば「地域集積活動支援費」「農地集積促進費」「農地集約化促進費」の専門用語を、愛称でもよいので、もっとわかりやすい表現にしていきたい。

後継者の育成が喫緊の課題になっているが、農地中間管理事業が後継者確保対策として大きな役割を果たしていることを、もっと積極的にアピールしても良いのではないかと。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・農業経営相談所などに相談に来た農業者や普及センターだより等により、制度や機構事業活用のメリットを周知していくとともに、「人・農地プラン」の話合いの過程の中においても、農地中間管理事業が後継者の確保対策となる側面について理解してもらえようようにアピールしていくほか、市町村の「農業委員会だより」などによる周知を促してい

(1 1月末時点の実施状況)【公社】

- ・前回アドバイスいただいた公社単独事業【担い手集積支援事業】の助成金名称を、「地域タイプ」「集積タイプ」「集約化タイプ」と判りやすく修正し、現在事業申請受付しております。
- ・後継者確保については、みやぎ農業振興公社は農地中間管理機構の指定と共に、新規就農相談センターとして新規就農希望者のため、就農相談・経営相談等も行っていることから、各事業担当者間で連携して総合的な支援を行い、強くアピールしていきたい。

※参考資料：担い手集積支援事業のパンフレット

4 事業実績

①	機構借入関係	————	B
②	機構貸付関係	————	B
③	機構管理（実績無し）関係	————	対象外
④	構条件整備（実績無し）関係	————	対象外
⑤	貸付希望者リスト掲載関係	————	B
⑥	付希望者リスト掲載関係	————	B

国が設定した評価基準に従うと、いずれの項目も「B」評価とせざるを得ない。この点は、昨年度も指摘したように、農地中間管理事業を取り巻く状況が厳しさを増しているなかで、県と機構（関係機関等含む）の努力だけでは解決困難と思われる。それでもなお国は期間中に目標実現を達成しようとするならば、相応の予算的追加措置を施す必要がある（国への要望）。

(1 1月末時点の実施状況)【県】

- ・農地の集積と併せて農地の集約化に向けた取り組みを進めたことや、機構関連農地整備事業の積極的な活用を図ったことなどにより、平成30年度の農地中間管理機構の転貸面積は2,063ha（全国第4位）、担い手への農地集積率は前年度から1.1ポイント増の58.9%（全国第10位）となっており、ペースはやや鈍くなっているが、担い手への農地集積は、着実に進んでいるものと認識している。

- ・しかしながら、農地集積・集約を一層推進するため、農地中間管理機構、農地利用最適化推進委員、農業委員会、JA 及び土地改良区との連携強化を図り、農地の貸し手の掘り起こしを進めるなど、引き続き担い手への農地集積を推進していく。
- ・また、引き続き機構集積協力金を含めた農地中間管理事業関連事業について必要な予算が確保されるように、国に要望していく。

はざか
農地中間管理機構関連農地整備事業【葉坂地区】

事業の概要

○目的

本地区は、宮城県の南部、柴田郡柴田町の北部に位置し、地区の西・北・東側を丘陵地に、南側を一級河川五間堀川に囲まれた水田地帯である。

本地区の対象農地は、昭和初期の耕地整理事業により10a区画(14m×73m)で耕地整理されているが、用排水は未分離のうえ湿田状態であり、農道が狭小なため田畑輪換など、近代的営農に支障をきたしている状況にある

このため、本事業により、農地の大区画化等基盤整備を実施することにより、新たに設立される農地所有適格法人への農地の集積・集約化を促進するとともに、加工用ねぎ等の高収益作物の導入することにより、本地域における農業所得の向上による安定的な農業経営の確立を図るものである。

○概要

事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業

地区名 葉坂地区

関係市町村 宮城県柴田郡柴田町

事業工期 平成30～令和5年度

受益面積 37.3ha

総事業費 999百万円

主要工事 区画整理 37.3ha

○平成31年度当初予算額

事業費 130.0百万円

国費 81.3百万円

○位置図



■農地の大区画化・汎用化を契機に、地区内全域を対象とした農地所有適格法人を設立し、省力化・低コスト化による農業競争力の強化を図る。

地区内全域の農地を農地所有適格法人に集積

事業実施前

	戸数(戸)	面積(ha)
中核農家	6	17.0
小規模農家	79	22.8



事業実施後 (法人に100%を集積)

	戸数(戸)	面積(ha)
農事組合法人	1法人(22戸)	37.3



事業効果

集積・集約化が図られた農地において、省力化による余剰労力を活用して、高収益作物である、加工用ネギ等を新たに栽培することで、地区内の生産額が207%向上。



農事組合法人設立総会 (H29.12.17)



農地中間管理機構関連農地整備事業【七ヶ宿西部地区】

事業の概要

○目的

本地区は、水稻を中心にそば等を栽培しているが、区画形状及び農道が狭小で、特に農業用水に問題があるため円滑な営農に支障をきたしているおり、農業従事者の高齢化や農業後継者不足も相まって、調整水田や管理休耕が多い状況である。

このため、本事業により、農地の大区画化等基盤整備を実施することにより、農地所有適格法人への農地の集積・集約化を図り、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るものである。

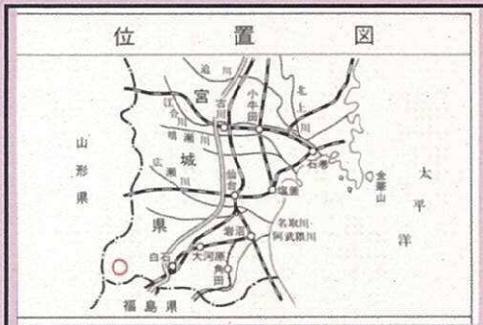
○概要

事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
しちかしゆくせいぶ
地区名 七ヶ宿西部地区
関係市町村 宮城県刈田郡七ヶ宿町
事業工期 平成30～35年度
受益面積 15.5 ha
総事業費 457百万円
主要工事 区画整理 15.5ha

○平成31年度当初予算額

事業費 20.0百万円
国費 12.5百万円

○位置図



■農地の大区画化・汎用化を契機に、農地所有適格法人に農地を集積するとともに、そばの安定した生産量の確保と省力化を実現し、付加価値化による競争力強化を図る。

地区内全域の農地を農地所有適格法人に集積

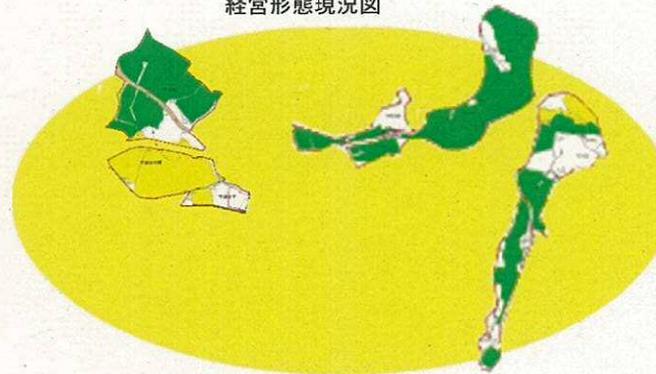
事業実施前

	戸数(戸)	面積(ha)
農事組合法人	1法人	10.1
認定農業者	1戸	2.3
小規模農家	5戸	5.2

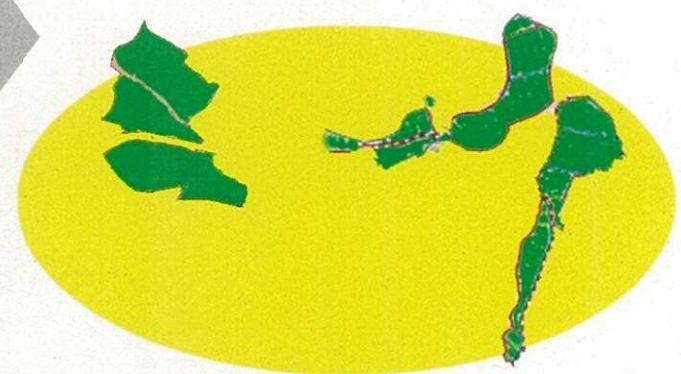
事業実施後 (法人に100%を集積)

	戸数(戸)	面積(ha)
農事組合法人	1法人	15.5

経営形態現況図



経営形態計画図(目標)



事業効果



地区内には、七ヶ宿町のシンボリック的存在としてそばの六次化に先駆的に取り組んできた農地所有適格法人が営農し、そば店を運営している。農地整備事業を実施することにより、法人が目標としてきた原材料の「安定的な生産量の確保」が可能となり、収益性が122%向上が見込まれる。



法人が経営しているそば店の料理

令和元年度 宮城県農地中間管理事業 地域コーディネーターの皆さん

The map shows the following coordinators and their locations:

- 佐藤 律夫** (栗原地域事務所 農業振興部) - 栗原市
- 中澤 和志** (栗原地域事務所 農業振興部) - 栗原市
- 金野 信義** (登米市産業振興課) - 登米市
- 佐藤 吉彦** (登米市産業振興課) - 登米市
- 只野 公司** (南三陸町第2庁舎) - 南三陸町
- 佐藤 雄一** (北部地振事務所 農業振興部) - 大町
- 佐々木 俊一** (北部地振事務所 農業振興部) - 大町
- 櫻田 克嘉** (JAみどりの 涌谷営農センター) - 涌谷町
- 門間 満信** (東部地振事務所 農業振興部) - 石巻市
- 岡田 和朗** (東部地振事務所 農業振興部) - 石巻市
- 佐藤 勇記** (仙台地振事務所 村田町) - 村田町
- 板橋 廣志** (巨理農業改良 普及センター) - 巨理町
- 大槻 久男** (大河原地振事務所 農業振興部) - 七ヶ浜市
- 佐久間 吉光** (大河原地振事務所 農業振興部) - 七ヶ浜市
- 河村 亨** (大河原地振事務所 農業振興部) - 山元町

★印は、農業経営相談所の
コーディネーター登録者

令和元年9月1日現在
宮城県農地中間管理機構
((公社) みやぎ農業振興公社)
※名前の下のカッコ内は、駐在場所。

ワンストップ窓口

宮城県農業経営相談所

2018年6月13日(水)から業務を開始しています。

農業経営でお悩みではありませんか？

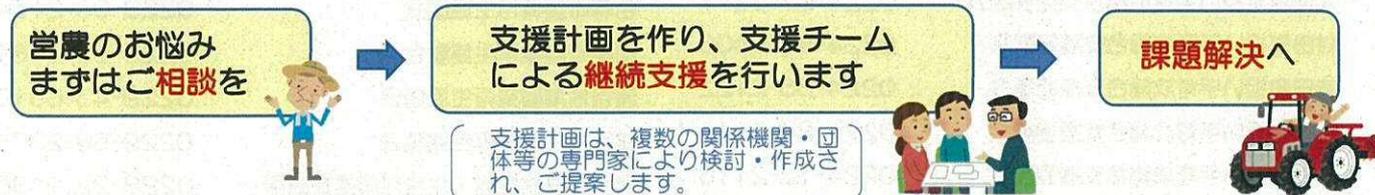


このような悩み事に専門家や
当相談所構成メンバーから担当者を無料で派遣します。

《 主な支援内容 》



《 支援の流れ 》



私たちが、夢の実現にお手伝いします。

お問い合わせ先 [総合窓口]

宮城県担い手育成総合支援協議会
(担当 藤本、伊藤、土屋)

TEL 022-275-9192
FAX 022-275-9195
E-mail ninaite@miyagi-agri.com

相談所構成メンバー

宮城県、県農業革新支援センター、県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部、県農業改良普及センター

（公社）みやぎ農業振興公社（農地中間管理機構、新規就農支援センター、青年農業者等育成センター）

（一社）宮城県農業会議

宮城県農業協同組合中央会（担い手サポートセンター）

全国農業協同組合連合会宮城県本部（TAC支援課）

宮城県農業共済組合

（株）日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業

宮城県土地改良事業団体連合会

宮城県農業法人協会

宮城県6次産業化サポートセンター

農林中央金庫仙台支店

（公財）みやぎ産業振興機構

お問い合わせは お近くの、市町村地域担い手育成支援協議会又は農業再生協議会等、県農業改良普及センター、

J Aの担い手支援担当窓口 又は総合窓口まで

相談窓口

名称	電話番号	名称	電話番号
宮城県大河原農業改良普及センター	0224-53-3519	宮城県栗原農業改良普及センター	0228-22-9437
宮城県亘理農業改良普及センター	0223-34-1141	宮城県石巻農業改良普及センター	0225-95-7612
宮城県仙台農業改良普及センター	022-275-8374	宮城県登米農業改良普及センター	0220-22-6127
宮城県大崎農業改良普及センター	0229-91-0726	宮城県気仙沼農業改良普及センター	0226-24-2121
宮城県美里農業改良普及センター	0229-32-3115		

市町村地域担い手協議会 又は 農業再生協議会等 受付窓口

名称	電話番号	名称	電話番号
白石市担い手育成総合支援協議会	0224-22-1253	七ヶ浜町産業課	022-357-7444
角田地域担い手育成総合支援協議会	0224-63-2328	利府町産業振興課	022-767-2191
蔵王町担い手育成総合支援協議会	0224-33-3004	黒川地域担い手育成総合支援協議会	022-353-1111
七ヶ宿町担い手育成支援協議会	0224-37-2113	大崎市担い手育成総合支援協議会	0229-23-7090
大河原町担い手育成総合支援協議会	0224-87-6277	色麻町農業再生協議会	0229-65-2154
村田町担い手育成総合支援協議会	0224-83-6406	加美町農業再生協議会	0229-63-2161
柴田町担い手育成総合支援協議会	0224-55-2122	涌谷地域農業再生協議会	0229-43-6910
川崎町担い手育成総合支援協議会	0224-84-2111	美里地域農業再生協議会	0229-58-2374
丸森町担い手育成総合支援協議会	0224-72-2113	栗原市農業経営・生産対策推進会議	0228-22-1135
仙台市農業振興協議会	022-214-8335	登米市担い手育成総合支援協議会	0220-34-2491
名取市担い手育成総合支援協議会	022-724-7153	石巻市農業再生協議会	0225-95-1111
多賀城市担い手育成総合支援協議会	022-368-1141	東松島地域農業再生協議会	0225-82-1111
岩沼市担い手育成総合支援協議会	0223-22-1111	気仙沼市農業再生協議会	0226-22-3439
亘理町担い手育成総合支援協議会	0223-34-0503	南三陸町担い手育成総合支援協議会	0226-46-1378
山元町地域担い手育成総合支援協議会	0223-37-1119		



大槻 久男
(おおつき ひさお)

バンク関係

J A 関係

【活動範囲】

宮城県(大河原農業改良普及センター管内)

職歴等

～2016年 J A みやぎ仙南

2017年～ 宮城県農地中間管理機構 地域コーディネーター

専門分野 (得意分野)

平成29年度から宮城県農地中間管理機構の地域コーディネーターとして、大河原圏域(2市7町)における農地の集積・集約に向けた取組を支援しています。

その他

宮城県農地中間管理機構[(公社)みやぎ農業振興公社]と連携しながら支援を行います。

「担い手集積支援事業」の概要について

～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～

(1) 賃借料手数料徴収の経緯等

① 徴収経緯

- ・ J Aによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。（現在に至ります。）

② 徴収額

- ・ 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・ 物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。



③ 徴収方法

- ・ 農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込みます。
- ・ 農地耕作者からは手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。

(2) 賃借料手数料用途の3つのポイント

ポイント① ～担い手・地域等へ還元～

令和元年度新規

1. 農地中間管理事業推進に資する公社単独事業費

① 担い手集積支援事業（担い手集積支援助成金）

※1 農地の集積・集約化に係る会議費用について助成金を交付

※2 集積・集約化された農地について助成金を交付

② 理事長特認事業

ポイント② ～円滑な精算事務への対応～

継続

2. 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替

（受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を軽減）

ポイント③ ～機構運営費への一部充当～

継続

3. 農地中間管理事業に係る補助対象外経費への充当

（補助金で賄えない機構職員人件費等に充当）

(3) 担い手集積支援事業の概要

担い手集積支援助成金は、①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプの3つのタイプがあります。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

まずは、
話し合いから
スタート！

①地域タイプ

- 1) 会場借上費
- 2) 資料印刷費
- 3) お茶代
- 4) その他費用

10,000円以内/会議

地域代表者等
少人数の場合
も対象



地域ぐるみでの話し合い

話し合いを
繰り返す
ことで！

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について
担い手へ

② 集積タイプ

10万円以内／1経営体

※1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。
5ha以上が対象



出し手 機構 担い手

市町村・JA等の協力

機構から転貸された農地について
他の機構転貸農地と農地交換する
ことで集約化につながった場合
担い手へ

③ 集約化タイプ

200円/a

※1経営体当たり10万円以内



集約化の実現

担い手の育成

担い手同士の農地交換（分散解消）

このパンフレットに関するお問い合わせは・・・

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

電話 (022) 275-9192
FAX (022) 275-9195

